

日本とイギリスの冷戦終焉期以降の 地方自治制度改革の歴史と日本の今後

山田光矢

はじめに

- 一 冷戦終焉期以降のイギリスの政権交代と地方自治制度改革の歴史
- 二 冷戦終焉期以降の日本の政権交代と地方自治制度改革の歴史
- 三 日本とイギリスの地方自治制度改革の共通性
- 四 日本とイギリスの地方自治制度改革の相違点
- 五 日本の地方自治制度改革の今後の方向性

はじめに

一九八〇年については、「石油危機後の調整期間を経て、世界の経済活動の枠組みが大きく転換した分水嶺をなす年であった^①」と考える見方がある。そこでは一九八〇年代を、「それまでの二〇年ほどの間の政治的・社会的民主化傾向への『揺りもどし』^②」として、ニューライト、ポピュリスト・コンサーバティブと呼ばれる社会運動が世界的に顕著になった^③」時期と考えている。それゆえ一九八〇年代は、新自由主義あるいは新保守主義を前提として改革が行われた時期といえるのである。その改革を実践した代表的な人物が、一九七九年から九〇年までイギリス首相として改革を実践したサッチャーと、一九八一年に大統領に就任し八年間アメリカ大統領として改革を実践したレーガンと、一九八二年から八七年まで首相として改革を実践した中曽根康弘である^④。この時代の地方自治制度改革の共通点としては、分権改革に加えて、民営化や民間活力の活用といったものが見られる。

こうした改革の背後で、戦後の東西冷戦も終焉を迎えていた。一九八九年一月六日に開催され七日に共同声明を公表したAPEC（アジア太平洋経済協力会議^⑤）の閣僚会議は、参加一二ヶ国がアジア太平洋地域経済協力に向けて活動する必要性を内外に表明した^⑥。そのわずか二日後の十一月九日、東ドイツ政府による「旅行及び国外移住の大幅な規制緩和の政令」の発表を受け、ベルリンの壁に殺到したベルリン市民の圧力によつて国境検問所が開放され、翌一月一〇日にベルリンの壁の撤去が始まり、実質的な東西冷戦の終結が内外に示された。こうした地球規模の大転換は、一月二〜三日に地中海のマルタ島で行われた米ソ首脳会談で確認されることになった。冷戦の終焉とグローバル化の進展が示されたことから、一九八九年は、一九八〇年に次ぐ世界史におけるもう一つの転換の年であったと

いえる。そこでは新しい理念に基づく地方自治制度の改革も実践されていたのである。

一 冷戦終焉期以降のイギリスの政権交代と地方自治制度改革の歴史

一九九〇年一月にイギリス政府は、保守党の党首交代により、サッチャー政権からメージャー政権に移行した。一九七九年に発足したサッチャー政権は、一一年六か月にも及ぶ長期政権であったが、地方制度改革に着手したのは一九八三年の総選挙の後であった。サッチャー改革以前のイギリスの地方自治は、イングランドとウェールズがイングランド地方自治法の、スコットランドがスコットランド地方自治法の、北アイルランドが北アイルランド地方自治法の適用を受け、若干異なった地方自治制度が実践されていたが、形態的にはカウンティとディストリクトの二層制であることは共通していた。ただしイングランドはロンドンとアーバン・エリアとルーラル・エリアに区分され、それぞれの地域で若干異なった地方自治制度が実施されていた。またイギリスの、ロンドンを除く各地域には、準自治体であるパリッシュやコミュニティの設置も認められていた。^⑥ サッチャー内閣以降のイギリスの地方自治制度改革の歴史とその当時の首相は表1の通りである。

サッチャー内閣はこれまでの王立委員会に基づく地方制度改革の伝統には従わず、与党の総選挙での勝利を選挙公約（マニフェスト）への国民の支持と判断し、一九八五年地方自治法を通じて、地域レベルではグレーター・ロンドン・カウンシル（GLC）、と六のメトロポリタン・カウンティ・カウンシルを廃止した。イングランドでは、首都ロンドンとメトロポリタン地域（イングランドの大都市圏域）における地方政府が一層制へ移行した。サッチャー改革によりイングランドの地方政府は、ロンドンがシティ・オブ・ロンドンと三三二のバラの一層制に、メトロポリタ

表1 これまでの英国と日本の地方自治制度改革の歴史

年代	イギリスの首相と政権与党	地方自治制度改革	日本の首相と政権与党	地方自治制度改革
1989	サッチャー (保守党) 1979.5.~1990.11.	1985年地方自治法：メトロポリタン・エリアを一層制に移行 1988年地方財政法：コミュニティ・チャージを導入	竹下登 (自) → 6月：宇野宗助 (自) → 8月：海部俊樹 (自)	昭和→平成 竹下内閣：ふるさと創生 4月：消費税導入 (3%)
1990	11月：メージャー (保守党)		↓	1月：首都機能移転問題に関する懇談会設置 12月：首都機能移転問題を考える有識者会議設置
1991	↓		11月：宮澤喜一 (自由民主党)	機関委任事務制度改革他
1992	↓	PFI導入 1992年地方財政法：コミュニティ・チャージ廃止を規定	↓	12月：国会等の移転に関する法律制定
1993	↓	コミュニティ・チャージ廃止	8月：細川護熙 (8党派)	地方六団体の意見具申権容認
1994	↓	インフラファンドを8地域に区分：Government Officesを設置 1994年ウェールズ地方自治法制定：22のUA設置 1994年スコットランド法：32のUA設置	4月：羽田孜 (9党派) 6月：村山富市 (自・社・さ)	中核市制度 (人口30万人以上) 及び広域連合制度の創設
1995	↓		↓	1月17日：阪神淡路大震災 地方分権推進法制定
1996	↓		1月橋本龍太郎 (自・社・さ)	
1997	5月：ブレア (労働党)	1997年地方自治法：PFI導入→PPP (PFIを含む概念) 重視	↓ (自民) (社・さ) 閣外協力	外部監査制度の導入
1998	↓	1998年地域開発公社法：地域開発公社、地域会議設置 1998年スコットランド法制定：7月スコットランド議会正式発足	7月小淵恵三 (自由民主党)	特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置付け他
1999	↓	1999年地方自治法：ベスト・バリュエー制度整備 1999年GLA法 (Greater London Authority Act) 制定	↓ (自民・自由)	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (地方分権一括法) 制定 平成の大合併開始 (2020年まで)
2000	↓	5月4日：市長と議員 (25名) の選挙→GLA発足 2000年地方自治法：地域政府改革、自治範囲・倫理規定等拡大	↓ (自・保・公)	特別市制度 (人口20万人以上) 創設→2015年に廃止：施行時特別市に移行
2001	↓		4月小泉純一郎 (自・保・公)	
2002	↓	2002年北アイルランド地方自治法：ベスト・バリュエー制度法制化	↓	直接請求制度の要件緩和等、中核市の指定要件の緩和他
2003	↓	2003年スコットランド地方自治法：ベスト・バリュエー制度導入	↓	指定管理者制度の導入他
2004	↓		↓	地域自治区の創設他
2005	↓		↓	三位一体の改革 (2006年まで)
2006	↓	2006年ウェールズ政府法：翌年ウェールズ議会政府設立 2006年北アイルランド法：翌年から北アイルランドの自治復活	9月：安倍晋三 (自民・公明)	出納長・収入役制度等の廃止、市町村助役の副市町村長移行 定員の廃止、中核市要件の緩和他
2007	6月：ブラウン (労働党)	10月：2007年地方自治法…ロンドン下のバリュエー設置容認 →インフラファンド13サテライト・プロジェクト創設構想 2007年GLC改正法	9月：福田康夫 (自民・公明)	地方分権改革推進本部設置 財政健全化法制定
2008	↓		9月：麻生太郎 (自民・公明)	国土形成計画 定住自立圏構想
2009	↓	2009年地域の民主化と経済の発展と建設に関する法	9月：鳩山由紀夫 (民・社・国)	地域主権担当大臣任命
2010	5月：キャメロン (保) 連立政権	合意プログラム：大きな社会、地域主義	6月：菅直人 (民・国新)	平成の大合併終了

2011	↑ グレンツェ (自民) と連立	2011年地域主義法：地域コミュニティへ権限移譲…包括的権限付与 2011年公的団体法：地域開発公社廃止、自治体リーダー委員会廃止	↑ 9月：野田佳彦 (民・国新)	3月11日：東日本大震災発生 議員定数の法定上限の撤廃、全部事務組合等の廃止他
2012	↑	2012年地方財政法：ノン・ドメスティック・レポートの50%地方保持	↑ 12月：安倍晋三 (自民・公明)	大都市地域特別区設置法制定 消費税8%へ 条例による通年会期選択制度導入、議会と長の関係見直し他
2013	↑		↑	地方分権改革推進室設置
2014	↑	9月：スコットランドの独立を問う住民投票実施→否決	↑	指定都市制度の見直し、中核市制度と特別市制度の統合他
2015	↑ 5月：キャメロン (保守党)		↑	第二次国土形成計画、連携中核都市圏構想
2016	↑ 7月：メイ (保守党)	1月：2016年都市・地方分権法成立 3月：スコットランド法制定 5月：北アイルランド法 6月：EU残留を問う国民投票→否決→辞任	↑	選挙年齢の18歳への引下げ (公職選挙法改正)
2017	↑ (民主統一閣外協力)	1月：フェールズ法制定…国の保留権限の明記・他は地方の権限 3月29日EUに脱退通告	↑	内部統制に関する方針の作成他
2018	↑	EU脱退を巡り混乱	↑	
2019	↑ 7月：ジョンソン (保守党)	10月31日にEU離脱を表明	↑	

表は拙著『パブリック』北樹出版・2004年、『英国の地方自治』自治体国際化協会ロンドン事務所 (www.jlga.org.uk/jp/information/img/pdf/UK_tihoujichi.pdf)、内貴滋著『英国地方自治の素顔と日本』ぎょうせい・平成28年を参照し作成した。

ンエリアは三六のディストリクトの一層制に、ノンメトロポリタンエリアは四七のカウンティと三三三のディストリクトの二層制になった⁽⁷⁾。サッチャーの地方制度改革の柱の一つである地方政府の一層制化は、イギリス各地で現在も継続されている。

新自由主義を容認するサッチャーは、地方財政の効率化にも取り組み、住民の納税者意識の覚醒、あるいはエージェンシー (独立行政法人) 化や民間活力の活用等による経費削減に取り組んだ。そのサッチャーの地方財政制度改革の柱が、一九八七年にスコットランドで導入され、順次その他の地域に導入されたコミュニティ・チャージであった。コミュニティ・チャージはその名の通り、住民への地方自治体による行政サービスに対して、受益者がその費用を受益者負担として支払うことを求めたものであった。それは全ての住民に、収入や家族構成等にかかわらず、均等な比率 (同額) の負担を求めるものであった。給付と負担の平等を前提としたこの税制改革はポール・タックス (人

頭税)との批判を受け、一九九〇年の暴動につながり、結果的にはサッチャー退陣の大きな理由となった。それゆえサッチャーの跡を継いだメージャー内閣はコミュニティ・チャージの廃止に向かわざるをえなかったのである。⁽⁸⁾

効率化を前提とするサッチャー改革の方向性を重視しながら、メージャー首相は地方行財政改革に取り組んだ。「一九九二年地方財政法」では翌年のコミュニティ・チャージ廃止に道筋をつけた。また「一九九二年地方自治法」ではイングランドのルーラル・エリアの一層制を可能とした結果、四六のユニタリー・オーソリテイ(単一自治体)が誕生し、カウンティは三九が三四に、ディストリクトは二九六が二三八へと減少した⁽⁹⁾。同年には効率性と民間の資金と活力の活用を目的とするPFI制度の導入にも踏み切っている。また一九九四年にはイングランドのロンドン以外の地区を八地域に区分し、それぞれに国の出先機関である地域事務所(Government Offices)を設置した。

イングランド地方自治法から独立した形での「一九九四年ウェールズ地方自治法」の制定は、ウェールズのイングランドからの分離を法制度上からも保証したものであり、イギリスの四地域はそれぞれ独自の地方自治法に基づいて、地方自治制度改革を実践していくことになった。ウェールズは一九九六年に八カウンティと三七ディストリクトの二層制から、二二のユニタリー・オーソリテイによる一層制へ移行した。スコットランドも「一九九四年スコットランド自治法」制定を受けて、一九九六年に九リージョンと五二のディストリクトの二層制から、三二のユニタリー・オーソリテイによる一層制へ移行した。⁽¹⁰⁾一九七三年から二六のディストリクトの一層制であった北アイルランドを加えれば、イギリスで二層制を保持しているのは、イングランドのノン・メトロポリタン・カウンシルとディストリクトで構成されている一部地域だけとなったのである。その地域は人口ではイギリス全体の約三八%、面積では全体の約三七%であり、イギリスのほぼ三分の一の面積と人口の地域で二層制は導入されているのである。

表2 英国の地域 (12regions)

地域名	人口	順位	面積 (km ²)	順位	中心都市
South East	8,634,750	1	19,095	5	Portsmouth
London	8,173,941	2	1,572	12	London
North West	7,052,177	3	14,165	8	Manchester
East of England	5,846,965	4	19,120	4	Norwich
West Midlands	5,601,847	5	13,000	10	Birmingham
South West	5,288,935	7	23,829	2	Bristol
Yorkshire and the Humber	5,283,733	8	15,420	7	Leeds
East Midlands	4,533,222	9	15,627	6	Leicester
North East	2,596,886	11	8,592	11	Newcastle upon Tyne
イングランド：計	53,012,456		130,420		London
イングランド：平均	5,890,273		14,491		
スコットランド	5,424,900	6	78,759	1	Edinburgh
ウェールズ	2,979,900	10	20,777	3	Cardiff
北アイルランド	1,870,800	12	13,588	9	Belfast
UK (12 リージョン) の総計	63,288,055		243,544		
UK (12 リージョン) の平均	5,274,005	0	20,295		

一九九七年に政権を奪取した労働党のブレア内閣は第三の道を提唱し、地方分権の拡充と効率化や民間活力の活用策を同時に進めていき、一九九七年地方自治法ではPFIを含んだPPPの導入による民間活力活用の拡充に努めた。一九九八年地域開発公社法では、メージャーの設置した地域事務所の管轄区域に地域開発公社を設立し、当該区域に公選議員で構成する地域議会を置き、その下にはユニタリー・オーソリテイのみを配置し一層制を実現させようとした。表2からもわかるように、イングランドの九地域とスコットランド、ウェールズ、北アイルランドの合計二二区は、表3からもわかるように、平均人口五三〇万人・平均面積二万km²で、平均人口五百十五万人・平均面積二二万km²のドイツのラントに類似している。このように、一定程度の人口と面積を有するユニタリー・オーソリテイに国の権限を委譲し、自治権を拡大しようとするブレア政権の地方制度改革の方向性が読み取れる。¹¹⁾

さらにブレア内閣は一九九八年スコットランド自治法を

制定し、スコットランド議会を正式に発足させた。さらに一九九八年グレーター・ロンドン・オーソリテイ(以下GLAと記す)住民投票法による投票でGLA設置が受け入れられたことから、一九九九年GLA法を制定し、二〇〇〇年五月四日の選挙で市長と二五人の議員の選出を受けてGLAを正式に発足させた。⁽¹²⁾二〇〇六年には二〇〇六年ウェールズ政府法と二〇〇六年北アイルランド法が制定され、翌年にはウェールズ議会が設立され、ウェールズと北アイルランドの自治が復活した。ブレアは一二の地域に議会を設置し、国からの権限移譲を通じた地方分権化策を推進してきてはいたが、イングランドではGLAのみにとどまった。ただしGLAをイングランドの中心的な地域組織と考えれば、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの四地域にはそれぞれ地域政府が創設され、自治分権型の地方自治制度が拡充したともいえる。

ブレア労働党政権を継承したブラウン政権は、二〇〇七年地方自治法によってロンドンに地域開発公社を設立するとともに、パリッシュの設立を容認した。⁽¹³⁾またGLAを除くハリージョンに「現在の行政区域を超えるもの大都市圏都市よりは小規模な地方圏(Sub-Region)をおく提案を明らかにした」⁽¹⁴⁾のである。それらは①タイン・アンド・ウエア圏、②ティーズ・バレー圏、③リーズ大都市圏都市圏、④ハル・アンド・ハンバーポート圏、⑤サウスヨークシャー圏、⑥グレーター・マンチェスター圏、⑦リバプール大都市圏都市圏、⑧ファイルド・コースト圏、⑨ベニー・ランカスター圏、⑩バーミンガム・コベントリー・アンド・ブラックカントリー圏、⑪アーバン・サウスハンプシャー圏、⑫ボンマス・プール・アンド・ドーセット圏、⑬ウエスト・イングランド圏である。⁽¹⁵⁾加えて二〇〇九年地域政治の民主化、経済発展、地域建設法を通じて、イングランドの広域行政の推進の一環として、ハリージョンの地域審議会を「自治体リーダー委員会」に改編したのである。⁽¹⁶⁾

二〇一〇年総選挙の結果政権はキャメロンを首班とする保守党と自由民主党の連立政権となった。連立政権は大きな社会と地域主義を柱とする合意プログラムを作成し、新しい地方自治制度改革に取り組んだ。二〇一一年の地域主義法は、イングランドの地方自治体および地域コミュニティの権限強化を規定し、ロンドン開発公社と自治体リーダー委員会を廃止するとともに、地方自治体に対し包括的権限 (general power of competence) を付与した。また二〇一一年公的団体法によってロンドン以外の地域開発公社を廃止した¹⁷。さらに連立政権は議会で承認を受けたグレーター・マンチェスター設置令を受けて、グレーター・マンチェスター合同行政機構を設置した。合同行政機構は二〇一四年に四地域で設置された。このように連立政権は、労働党内閣の表2にある一二のリージョンを単位とした地方分権化政策に対して、ロンドン以外のハリージョン内の地方自治体の自主性を重んじた広域自治の推進を容認する政策に転換したのである。また同年にはスコットランドの独立を問う住民投票も実施された。しかしスコットランド独立の提案は承認されなかった¹⁸。

二〇一五年に発足したキャメロン保守党政権は、二〇一六年一月に二〇一六年都市・地方分権法を制定し、合同行政機構における公選首長の設置を通じた権限の拡充政策の遂行を明確にした。こうした流れの中で同年には二つの地域合同組織が設置された。また同年三月には、前年の総選挙でスコットランド民族党の議席が六議席から五六議席へと大幅に増加したことから、選挙後に行われたスコットランドへの権限移譲の交渉結果の保証を目的としたスコットランド法が制定された。四月には二つの合同行政機構が設置され、五月には二〇一六年北アイルランド法が制定された。しかしキャメロン政権は六月に実施したEU残留に関する国民投票で提案が否決され辞任した。二〇一六年七月に成立したメイ政権の下、翌年一月に二〇一七年ウェールズ法が成立し、四地域に関する分権法が揃うことになっ

た。四月には二つの合同行政機構が成立し、イングランドの広域分権がさらに進んだ。しかしメイ政権はEU離脱をめぐる混乱の中で辞任を表明し、次の保守党党首が決定した後で辞任することが確定した。¹⁹保守党首選挙の結果、前ロンドン市長・前外相のボリス・ジョンソン氏が勝利し、七月二四日に首相の座についた。ジョンソン首相は一〇月三一日までにEUを離脱する旨を表明した。

二 冷戦終焉期以降の日本の政権交代と地方制度改革の歴史

一九八九年は平成元年であり、ここで扱うものは平成時代の日本の政権交代と地方制度改革の歴史ということになる。表1からわかるように、この時期のイギリス首相はサッチャーであったが、翌年メージャー内閣に代わり、ブレア内閣、ブラウン内閣、キャメロン保守・自由連立内閣、キャメロン内閣、メイ内閣・ジョンソン内閣と八つの内閣が存在している。他方日本では一九九八年だけで竹下内閣から宇野内閣、海部内閣と政権が交代し、その後も宮沢内閣、細川内閣、羽田内閣、橋本内閣、小渕内閣、森内閣、小泉内閣、第一期安倍内閣、福田内閣、麻生内閣、鳩山内閣、菅内閣、野田内閣、第二期安倍内閣と一六回の政権交代（二七内閣の誕生）を経験している。一内閣平均四年を超えるイギリスに対して、日本は平均一年九か月という短さである。五年五か月の小泉内閣と現在までで六年八か月（二〇一九年八月一日現在）の第二期安倍内閣を除くと、他の内閣はほぼ一年ごとに交代していることになる。それでも分権改革が進んできたのは、官僚組織のバックアップがあつたからと言わざるを得ない。

平成時代の幕開けには、バブルの絶頂期と前年から継承されていた竹下内閣の「ふるさと創生事業」が存在した。その前提となつたものが一九八七年六月に策定された第四次全国総合開発計画（四全総）であり、同年十一月に成立

した竹下内閣は、第四次全国総合開発計画の多極分散型国土の形成に向けて、地域の主体性と創意工夫を基軸としつつ、地域特性を生かした個性豊かな地域づくりを積極的に進める政策として「ふるさと創生事業」を立ち上げたのである。具体的には、地方交付税交付団体を対象に、一市町村当たり一律に一億円（昭和六三「一九八八」年度補正で二千万円、平成元「一九八九」年度当初で八千万円）を地方交付税の基準財政需要額に加算する形で交付したのである。⁽²⁰⁾ それに続いたものが消費税（三％）の導入であった。

しかし一九九〇年にはバブルは崩壊し、政府は福祉八法の改正を通じて低成長下の福祉政策のあり方を模索することになった。そこで問題となったものの一つが東京一極集中であり、首都機能移転が政治課題となったのである。同年一月の首都機能移転問題に関する懇談会が設置され、一月には「国会等の移転に関する決議」が衆参両院でなされ、一二月には首都機能移転問題を考える有識者会議も設置されている。一九九一年八月には「国会等の移転に関する特別委員会」が両院に設置され、一九九二年一二月には「国会等の移転に関する法律」が制定された。その後も多様な活動が起こったものの、首都機能移転論は現在のところ目立った動きは見られていない。⁽²¹⁾

一九九三年は細川八会派連合政権が誕生したが、八か月後の一九九四年四月に羽田内閣に交代し、六月には自民・さきがけ・社民連立の村山内閣が誕生している。同年六月に地方自治法が改正され、中核市制度と広域連合制度が創設され、中核市制度は翌年四月から、広域連合制度は六月から施行されている。こうした新しい広域行政制度の導入は、宮澤内閣から細川・羽田内閣を経て村山内閣に引き継がれる形で実現している。その元となったものは一九八九年の第二次臨時行政審議会の「国と地方の関係に関する答申」であった。この答申では地方中核都市、都道府県連合制度、市町村連合制度等の創設が提案されており、この改革は日本型コーポラティズムの一例といえる。⁽²²⁾

平成時代の日本の地方自治制度に関する大きな改革は一九九九年に始まったといえる。この年は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が制定され、1. 機関委任事務制度の廃止と自治事務及び法定受託事務の創設、2. 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のルールの確立、3. 国・都道府県の関与についての係争処理制度の創設や、中核市の要件緩和と特例市の創設などがなされた年である。²³ またこの年は二〇一〇年まで続いた平成の大合併が開始された年でもある。日本の地方自治制度改革で代表的なものは、明治の大合併と昭和の大合併であるが、明治の大合併の後は地方公共団体の組合制度が創設され、昭和の大合併の後は広域市町村圏などの広域行政組織が創設され、合併後に新たな広域行政制度が創設されている。二〇一〇年三月の平成の大合併終了に合わせて、二〇〇九年には定住自立圏が創設されている。²⁴

平成の大合併の間に登場した小泉内閣は、二〇〇三年に指定管理者制度を導入し、二〇〇五年には三位一体の改革を導入し、地方財政の健全化に向けた対策を実施した。また合併した市や町における旧町村や集落の自治や地域創生等の主体の一つとして地域自治区を創設している。福田内閣では二〇〇八年に第五次全国総合開発計画に相当する国土形成計画を閣議決定し、平成の大合併後の広域行政施策として定住自立圏構想を提示したが、定住自立圏が創設されたのは麻生内閣になってからであった。鳩山・菅・野田と続く民主党中心の連立政権が動き始めた二〇一〇年三月末で平成の大合併は終了した。地域主権改革を提示した民主党政権は、結局毎年総理が交代する混乱の中で退陣することになったのである。

こうした中で小泉内閣は二〇〇六年二月二十八日に、第二八次地方制度調査会（以下「調査会」という）から「道州制のあり方に関する答申」を受け取っている。調査会は答申においてまず都道府県制度に、「現在の都道府県制度のま

まで、社会経済情勢の変化に対応できるか、「二層の地方分権改革の担い手たり得るか」といった疑問を投げかけ、「広域自治体改革と道州制」をテーマに、「広域自治体改革は、都道府県制度に関する問題への対応にとどまらず、国のかたちの見直しにかかわる改革として位置づける」ことができるとし、「こうした見地に立つならば、その具体策としては道州制の導入が適当と考えられる」と結論づけている。その結果、広域自治体として都道府県に代えて道州を置く、道州及び市町村の二層制が望ましいとの答申を行ったのである。⁽²⁵⁾ これを受けて小泉内閣と安倍内閣は道州制への理解を示したが、第一期安倍内閣が短命に終わったこともあって道州制に関する議論は停滞している。

二〇一二年一二月に再度総理の座についた安倍晋三自由民主党総裁は、二〇一四年の地方自治法改正を通じて、指定都市制度改革の一環として総合区制度を創設した。また中核市と特例市制度を統合して、中核市の人口要件三〇万人以上を特例市の要件であった二〇万人以上に改め、それまでの特例市は中核市に移行するか、施行時特例市に留まるかの選択を求めたのである。加えて指定都市や中核市が核となって、連携して広域的な圏域を設定して事務の共同処理を行うことを可能とする連携中枢都市圏制度も創設した。広域行政圏を中心とした自治分権化が継続して実践されてきているのである。⁽²⁵⁾

三 日本とイギリスの地方自治制度改革の共通性

日本とイギリスの地方自治制度改革の共通性として第一に挙げることができるものは広域行政化の流れである。イギリスでは労働党政権時代に一二リージョン化を、日本では小泉内閣から第一期安倍内閣で一三道州を案の一つとする道州制への移行が議論された。表3からもわかるように、日本とイギリスの地域圏の面積は日本がほぼイギリスの

表3 道州制を前提とした日本とヨーロッパ諸国の自治制度の相違

	日本	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
面積	377,829	241,752	551,695	357,111	450,295
人口	12,791	6,180	6,699	8,177	959
地域圏	道州	リージョン	レジオン	ラント(州)	
数	13	12	26	16	
平均面積(km ²)	29,064	20,146	21,212	22,319	
平均人口(万人)	983	515	250	511	
広域自治体	都道府県	(カウンティ)	デパルトマン	クライス(郡)	ランスティング
数	47	[26]	96	412	20
平均面積(km ²)	8,039		5,515	867	22,498
平均人口(万人)	272		67.74	19.85	45.4
基礎自治体	市区町村	ユニタリー等	コミューン	ゲマインデ	コミューン
数	1,718+23	382	36,673	11,933	290
平均面積(km ²)	217.02	737.05	15.04	29.78	1,552.74
平均人口	73,469	161,780	1,827	6,818	33,069
準自治体	地域自治組織	パリッシュ等			(パリッシュ)
数	274	約12,000			
平均面積(km ²)	72.8	約11.0			
平均人口	11,805	約1,500			

註 フランスのコミューンは規模としてはイギリスのパリッシュに類似
 ドイツのゲマインデはイギリスのパリッシュやフランスのコミューンの数倍程度の規模
 ドイツのクライスは301であるが、3自治州の4市と111の郡独立州を加えたものである
 イギリス：二層制はカウンティとディストリクトで構成、一層制はシティ、ロンドン・バラ、大都市
 ディストリクト、ユニタリィ、北アイルランドのディストリクトで構成
 日本の地域自治組織は、地域審議会(40団体・110審議会)、地域自治区(一般制度：15団体148自治
 区)、地域自治区(合併特例：12団体・26自治区)の合計3種67団体274となっている。
 ここでの平均面積と平均人口は地域自治区(一般組織)を対象として計算した数字である。

一・五倍であり、人口もイギリスの二倍弱である。フランスのレジオン、ドイツのラント、スウェーデンのランスティングの面積と人口はほぼイギリスのリージョンと類似しているものであり、単純な比較はできないとしても、日本の道州は少し広すぎるといえる²⁷⁾。

基礎自治体を比較した場合、日本の基礎自治体は一七四一市区町村であり、平均面積は二二七・〇二km²、平均人口は七万三四九人であり、イギリスの基礎自治体は表3の通り三八二ユニタリー等となっており、平均面積は七三七・〇五km²、平均人口は一六万一七八〇人である。イギリスのユニタリー等の面積は日本の約三・四倍、人口は約二・二倍となっている。ただし他の国々と比較した場合、スウェーデンのコ

表4 イングランドのユニタリー・オーソリテイ（単一自治体：56）

	設立	人口	順位	面積 (km ²)	順位	ユニタリー・オーソリテイ	設立	人口	順位	面積 (km ²)	順位
Bath and North East Somerset	1996	188,700	32	346.00	18	North Somerset	1996	212,800	25	374.68	17
Bedford	2009	169,900	37	476.40	14	Northumberland	2009	319,000	10	5014.00	1
Blackburn with Darwen	1998	148,800	44	137.00	33	Nottingham	1998	329,200	9	74.61	42
Blackpool	1998	139,720	48	34.85	54	Peterborough	1998	198,900	28	343.38	19
Bournemouth, Christchurch and Poole	2019	194,800	30	46.00	49	Plymouth	1998	263,100	17	79.83	39
Bracknell Forest	1998	120,400	52	109.38	35	Portsmouth	1997	214,700	23	40.25	52
Brighton and Hove	1997	288,200	12	82.79	38	Reading	1998	163,100	39	40.00	53
Bristol	1996	459,300	4	110.00	33	Redcar and Cleveland	1996	136,000	49	244.80	23
Central Bedfordshire	2009	280,000	13	715.70	11	Rutland	1997	39,500	55	381.80	15
Cheshire East	2009	378,800	5	1166.00	8	Shropshire	2009	317,500	11	3197.00	4
Cheshire West and Chester	2009	338,000	8	916.70	9	Slough	1998	148,800	45	32.54	55
Cornwall	2009	561,300	1	3546.00	2	Southampton	1997	252,400	21	50.00	48
County Durham	2009	523,700	2	2226.00	6	Southend-on-Sea	1998	181,800	33	41.76	51
Darlington	1997	106,300	53	197.50	26	South Gloucestershire	1996	279,000	14	496.94	13
Derby	1997	257,000	19	78.03	41	Stockton-on-Tees	1996	196,500	29	205.00	25
Dorset	2019	151,300	42	65.00	45	Stoke-on-Trent	1998	255,400	20	93.45	37
East Riding of Yorkshire	1996	338,100	7	2479.00	5	Swindon	1998	220,400	22	230.10	24
Halton	1998	127,600	51	79.08	40	Telford and Wrekin	1998	175,800	34	290.31	21
Hartlepool	1996	93,000	54	93.56	36	Thurrock	1998	170,400	36	163.38	32
Herefordshire	1998	191,000	31	2180.00	7	Torbay	1998	135,200	50	62.87	46
Isle of Wight	1995	141,000	46	384.00	16	Warrington	1998	209,700	26	180.60	30
Kingston upon Hull	1996	260,700	18	71.00	44	West Berkshire	1998	158,500	41	704.17	12
Leicester	1997	353,500	6	73.30	43	Wiltshire	2009	496,000	3	3255.00	3
Luton	1997	214,700	24	43.35	50	Windsor and Maidenhead	1998	150,100	43	198.43	27
Medway	1998	277,600	15	192.03	28	Wokingham	1998	165,000	38	178.98	31
Middlesbrough	1996	140,600	47	53.88	47	York	1996	208,200	27	271.94	22
Milton Keynes	1997	267,500	16	309.00	20	Isles of Scilly		2,300	56	16.37	56
North East Lincolnshire	1996	159,800	40	191.90	29	合 計		12,641,920		33529.94	
North Lincolnshire	1996	171,300	35	864.30	10	平 均		225,749		598.75	
ダーリントン、ハートリプトル、ミドルズブラ、レッドカー・アソシエーション、サウス・グロスターシャー、ストックトン・オン・テーズでテーズ・バレー合同行政機構を2016年に創設											
バーンス・アソシエーション、サウス・サセックスとトリストルとサウス・グロスターシャーでウェスト・オズ・イングランド合同機構を2017年に創設											

註 表は“Local government structure and elections - GOV.UK” (www.gov.uk/guidance/local-government-structure-and-elections) と“Local government structure - politics.co.uk” (www.politics.co.uk) を中心に、それぞれの Unitary Authority のHP を参照し整理して作成した。

表5 イングランドのメトロポリタン・カウンティ (6) とメトロポリタン・ディストリクト (36)

メトロポリタン・カウンティ (6)	カウンティ人口 (2017)	面積 (km ²)	メトロポリタン・ディストリクト (36)	ディストリクト数と平均人口	平均面積 (km ²)	合同行政機構
Greater Manchester	2,798,800	1,276	Manchester, Bolton, Bury, Oldham, Rochdale, Salford, Stockport, Tameside, Trafford, Wigan	10 : 279,880	127.6	グレーター・マンチェスター合同行政機構 : 2011年創設
Merseyside	1,416,800	645	Liverpool, Knowsley, St Helens, Sefton, Wirral	5 : 283,300	129.0	リヴァプール・シテイ・リージョン合同行政機構 (2014) ハルトン (U A) が追加加盟
South Yorkshire	1,393,400	1,552	Sheffield, Barnsley, Doncaster, Rotherham	4 : 348,350	388.0	シェフイーールド・シテイ・リージョン行政機構 : 2014年創設
Tyne and Wear	1,129,500	538	Newcastle upon Tyne, Gateshead, South Tyneside, North Tyneside, Sunderland	5 : 225,900	107.6	ノースイースト合同行政機構 : 2014年創設 カウンティ・ダーラム (U A) が追加加盟
West Midlands	2,897,300	902	Birmingham, Coventry, Dudley, Sandwell, Solihull, Walsall, Wolverhampton	7 : 413,900	128.9	ウエスト・ミッドランズ合同行政機構 (2016) 準構成自治体 : テルフォード・アンソ・レキソ (U A) とカノック・チェース、ヌートン・アソッド・ヘッド・ワース他2のディストリクト
West Yorkshire	2,307,000	2,029	Leeds, Bradford, Calderdale, Kirklees, Wakefield	5 : 461,400	405.8	ウエスト・ヨークシャー合同行政機構 (2014)
合計	11,942,800	6,942				
平均	1,845,017	1,157		307,503	192.8	

註 表は“Local government structure and elections - GOV.UK” (www.gov.uk/guidance/local-government-structure-and-elections) と“Local government structure-politics.co.uk” (www.politics.co.uk) を中心に、それぞれのメトロポリタン・カウンティのHPを参照し整理して作成した。

ミューンの人口が約三万三千人で、日本の四五%程度、イギリスの二〇%程度にすぎない。フランスのコミューンは面積一五・〇四km²で人口は一八二七人にすぎず、イギリスと比較すれば面積が二%程度で人口が一%程度、日本と比較すればそれぞれ七%程度・二%程度となっている。ドイツのゲマインデは面積二九・七八km²、人口は六八一八人であり、イギリスに比べてそれぞれ四%程度・四%程度、日本とは一四%程度・九%程度となっている。特にフランスのコミューンは、イギリスの準自治体であるパリッシュやコミュニティの面積一一km²と人口一五〇〇人に近い。

こうしてみると日本とイギリスの基礎自治体の面積と人口は大きく異なっているようにみえるが、その他の国家と比較すればあまり大きな差はないともいえる。大別すれば世界各国の基礎自治体は、七万人を超える（これでもスウェーデンの倍以上である）日本とイギリスのような大規模型と、スウェーデンやオランダのように三万人前後の中規模型と、フランス、ドイツ、イタリアのような一万人未満の小規模型に区分できる。

それゆえ日本では政令市制度を改正し、人口七〇万人以上で指定都市に、三〇万人以上で（旧）中核市（現在は二〇万人以上に改正）に、一〇万人で（旧）特例市（現在は廃止したが一部は施行時特例市として残存している）になることによつて、人口数に応じて事務権限を委譲させ地方公共団体の自治能力を拡充させる政策を導入したのである。表4にあるように、イングランドのユニタリー・オーソリティの平均人口は二二万人強であり、（旧）特例市（現在のの中核市）に類似しているといえる。また表5にあるように、イングランドのメトロポリタン・ディストリクトは平均人口三〇万人強であり（旧）中核市に類似している。加えて表6の平均人口一〇〇万人強のノン・メトロポリタン・カウンティと、平均人口一四万人程度のノン・メトロポリタン・ディストリクトは、日本の都道府県と市町村の關係に類似したものとみなすことができる。表7にあるように平均人口二七万人強のロンドン・バラは（旧）中核市と（旧）特例市の中間といえるような類似性を見せている。

日本では一部事務組合や広域連合が地方自治体の事務の共同処理を可能なものにしてきている。特に近年では広域連合を活用した定住自立圏や連携中枢都市圏といった大規模な広域行政を展開する自治体が増加してきている。特に長野県は県内全域を対象に一〇の広域市町村圏を設定し、広域圏を単位に広域行政を展開してきた。長野県の平成の大合併の進捗率は、四二市町村減の三五％で全国三六位であり、村も三五村残在した。第二位の沖縄県の一九村から見て

表6 イングランドのノンメトロポリタンカウンティ (26) とノンメトロポリタンディストリクト (192)

ノン・メトロポリ タンカウンティ	人口	面積 (km ²)	ユニタリー・オーソリタリティーを除くノン・メトロポリタンディストリクト	数	平均人口	平均面積 (km ²)
Buckinghamshire	803,400	1,874	South Bucks - Chiltern - Wycombe - Aylesbury Vale	4	200,850	468.5
Cambridgeshire	847,200	3,389	Cambridge - South Cambridgeshire - Huntingdonshire - Fenland - East Cambridgeshire この領域でケンブリッジシャー・ランド・ピーターバラ合同行政機構を2017年に創設	5	169,440	677.8
Cumbria	498,400	6,768	Barrow-in-Furness - South Lakeland - Copeland - Allerdale - Eden - Carlisle	6	83,067	1128.0
Derbyshire	1,049,000	2,625	High Peak - Derbyshire Dales - South Derbyshire - Erewash - Amber Valley - North East Derbyshire - Chesterfield - Bolsover	8	131,125	328.1
Devon	1,185,500	6,707	Exeter - East Devon - Mid Devon - North Devon - Torridge - West Devon - South Hams - Teignbridge	8	148,188	838.4
East Sussex	840,400	1,792	Hastings - Rother - Wealden - Eastbourne - Lewes	5	168,080	358.4
Essex	1,820,400	3,670	Harlow - Epping Forest - Brentwood - Basildon - Castle Point - Rochford - Maldon - Chelmsford - Uttlesford - Braintree - Colchester - Tending	12	151,700	305.8
Gloucestershire	907,200	3,150	Gloucester - Tewkesbury - Cheltenham - Cotswold - Stroud - Forest of Dean	6	151,200	525.0
Hampshire	1,837,800	3,769	Gosport - Fareham - Winchester - Havant - East Hampshire - Hart - Rushmoor - Basingstoke and Deane - Test Valley - Eastleigh - New Forest	11	167,073	342.6
Hertfordshire	1,180,900	1,643	Three Rivers - Watford - Hertsmere - Welwyn Hatfield - Broxbourne - East Hertfordshire - Stevenage - North Hertfordshire - St Albans - Dacorum	10	118,090	164.3
Kent	1,832,300	3,736	Dartford - Gravesham - Sevenoaks - Tonbridge and Malling - Tunbridge Wells - Maidstone - Swale - Ashford - Folkestone and Hythe - Canterbury - Dover - Thanet	12	152,692	311.3
Lancashire	1,490,500	3,079	West Lancashire - Chorley - South Ribble - Fylde - Preston - Wyre - Lancaster - Ribble Valley - Pendle - Burnley - Rossendale - Hyndburn	12	124,208	256.6
Leicestershire	1,043,800	2,156	Charnwood - Melton - Harborough - Oadby and Wigston - Blaby - Hinckley and Bosworth - North West Leicestershire	7	149,114	308.0
Lincolnshire	1,082,300	6,959	Lincoln - North Kesteven - South Kesteven - South Holland - Boston - East Lindsey - West Lindsey	7	154,614	944.1
Norfolk	898,400	5,372	Norwich - South Norfolk - Great Yarmouth - Broadland - North Norfolk - King's Lynn and West Norfolk - Breckland	7	128,343	767.4
Northamptonshire	741,200	2,364	South Northamptonshire - Northampton - Daventry - Wellingborough - Kettering - Corby - East Northamptonshire	7	105,886	377.7

North Yorkshire	1,153,400	8,608	Selby - Harrogate - Craven - Richmondshire - Hambleton - Ryedale - Scarborough	7	164,771	1152.6
Nottinghamshire	1,147,100	2,160	Rushcliffe - Broxtowe - Ashfield - Gedling - Newark and Sherwood - Mansfield - assetlaw	7	163,871	308.6
Oxfordshire	682,400	2,605	Oxford - Cherwell - South Oxfordshire - Vale of White Horse - West Oxfordshire	5	136,480	521.0
Somerset	956,700	4,171	South Somerset - Somerset West and Taunton - Sedgemoor - Mendip	4	239,175	1042.8
Staffordshire	1,126,200	2,713	Tamworth - Lichfield - Cannock Chase - South Staffordshire - Stafford - Newcastle-under-Lyme - Staffordshire Moorlands - East Staffordshire	8	140,775	339.1
Suffolk	757,000	3,798	Ipswich - Babergh - East Suffolk - Mid Suffolk - West Suffolk	5	151,400	759.6
Surrey	1,185,300	1,663	Spelthorne - Runnymede - Surrey Heath - Woking - Elmbridge - Guildford - Waverley - Mole Valley - Epsom and Ewell - Reigate and Banstead - Tandridge	11	107,755	151.2
Warwickshire	564,600	1,975	North Warwickshire - Nuneaton and Bedworth - Rugby - Stratford-on-Avon - Warwick	5	112,920	395.0
West Sussex	852,400	1,991	Worthing - Arun - Chichester - Horsham - Crawley - Mid Sussex - Adur	7	121,771	284.4
Worcestershire	588,400	1,741	Worcester - Malvern Hills - Wyre Forest - Bromsgrove - Redditch - Wychavon	6	98,067	290.2
合計	27,072,200	90,478		192		
平均	1,041,238	3,479.9		7.38	141,001	471.2

註 表は“Local government structure and elections - GOV.UK” (www.gov.uk/guidance/local-government-structure-and-elections) と“Local government structure - politics.co.uk” (www.politics.co.uk) を中心に、各 County と District の HP を参照し整理して作成した。

も村の多さが際立っており、小規模町村が多く残った県なのである。それゆえ長野県では、県内一〇の広域行政圏に広域連合を設置し、平成の大合併の代替としたといえるような形態が認められるのである。しかし構成各市町村が対等な立場で活動する広域連合には限界が見られ、広域行政圏が廃止されたこともあって、定住自立圏が五地域、連携中枢都市圏が一地域、連携自立圏が一地域、広域自立圏が一地域と、連携中枢都市圏意向を意図している圏域が一地域、合併含みで未定が一地域となっており、地域に応じた広域行政が展開されている。⁽²⁸⁾

こうした日本と類似した傾向は、規模はかなり異なるものの、リージョン行政が確立できなかったイングランドの

表7 ロンドン・バラ (32) とシティ・オブ・ロンドンの人口 (2017.6.30.) と面積

呼 称	位置	人 口	順位	面積 (km ²)	順位
Barking and Dagenham	Outer	210,711	26	36.09	20
Barnet	Outer	387,803	1	86.74	5
Bexley	Outer	246,124	23	60.56	7
Brent	Outer	329,102	7	43.24	15
Bromley	Outer	329,391	6	150.15	1
Camden	Inner	253,361	21	21.80	26
City of Westminster	Inner	244,796	24	21.48	27
Croydon	Outer	384,837	2	87.00	4
Ealing	Outer	342,736	4	55.53	11
Enfield	Outer	332,705	5	82.20	6
Greenwich	Inner	282,849	15	47.35	13
Hackney	Outer	275,929	16	19.06	29
Hammersmith and Fulham	Inner	182,998	30	16.40	30
Haringey	Outer	271,224	18	29.59	23
Harrow	Outer	248,880	22	50.47	12
Havering	Outer	256,039	20	112.27	3
Hillingdon	Outer	302,343	12	115.70	2
City of London		7,654		2.90	①

呼 称	位置	人 口	順位	面積 (km ²)	順位
Hounslow	Outer	269,100	19	55.98	10
Islington	Inner	235,000	25	14.86	31
Kensington and Chelsea	Inner	155,741	32	12.13	32
Kingston upon Thames	Outer	174,609	31	37.25	18
Lambeth	Inner	324,048	8	26.82	25
Lewisham	Inner	301,307	14	35.15	21
Merton	Outer	206,052	27	37.61	17
Newham	Outer	347,996	3	36.22	19
Redbridge	Outer	301,785	13	56.41	9
Richmond upon Thames	Outer	195,680	29	57.41	8
Southwark	Inner	314,232	10	28.85	24
Sutton	Outer	203,243	28	43.85	14
Tower Hamlets	Inner	307,964	11	19.77	28
Waltham Forest	Outer	275,505	17	38.82	16
Wandsworth	Inner	323,257	9	34.26	22
合 計		8,817,347		1455.32	
平 均		275,542		45.48	
Greater London		8,825,001		1458.22	

註：表は Greater London (United Kingdom) :Boroughs - Population Statistics, Charts and Map (www.citypopulation.de/php/uk-greaterlondon.php と各バラのHPを参照して作成した。

八リージョン内に創設された九の合同行政機構に見出すことができる。その前触れとなったものが労働党政権時代に提案された一三のサブ・リージョン案であった。労働党政権の提案は実現しなかったが、その一部は二〇一〇年地域主義法をベースに設立された九の合同行政機構となった。その中の六つの合同行政機構は表5のメトロポリタン・カウンティをベースにしたものである。そのなかで最初に設置されたものがマンチェスター、サルフォード、ボルトン、バリー、オールダム、ロッチデール、ストックポート、チームサイド、トラフオード、ウイガンの一〇のディストリクトで二〇一一年に設置されたグレーター・マンチェスター合同行政機構である。²⁹⁾

次いで二〇一四年に設置されたものがシェフィールド・シティ・リージョン合同行政機構、ノースイースト合同行政機構、リバプール・シティ・リージョン合同行政機構、ウエスト・ヨークシャー合同行政機構の四つである。この中でシェフィールド・シティ・リージョン合同行政機構とウエスト・ヨークシャー合同行政機構はカウンティ内のディストリクトだけで設置されているが、ノースイースト合同行政機構にはユニタリー・オーソリティのダラムが加盟しており、リバプール・シティ・リージョン合同行政機構にはユニタリー・オーソリティのハルトンが加盟している。

二〇一六年設置されたティーズ・バレー合同行政機構は五つのユニタリー・オーソリティで設置されたものであり、ウエスト・ミッドランズ合同行政機構はカウンティ内の七つのディストリクトを構成自治体、四つのノン・カウンティ・ディストリクトと一つのユニタリー・オーソリティを準構成自治体として設置されたものである。二〇一七年にはウエスト・オブ・イングランド合同行政機構が三つのユニタリー・オーソリティで設置され、ケンブリッジシャー・アンド・ピーターバラ合同行政機構はケンブリッジシャーとその内部にある六都市で設置されたものである。

これらの合同行政機構は日本の定住自立圏や連携中枢都市圏に類似したものとみなすことが出来る。⁽³⁰⁾

四 日本とイギリスの地方自治制度改革の相違点

日本とイギリスの地方自治制度の最大の相違点は、日本が二層制をとるものの、基礎自治体に関しては最大人口の横浜市(約三七三万人)から、最小人口の青ヶ島村(二六六人)までの一七四一市区町村を原則として完全自治体(市町村としては対等)と考えているのに対して、イギリスでは原則一層制の地方自治体とイングランドの大半を占める例外的な二層制の地方自治体が混在してはいるが、人口を見た場合に日本ほどの相違はない。それはイギリスでは完全自治体(基礎自治体)の下に準自治体としてパリッシュやコミュニティがおかれているためである。すなわち福祉国家としての公共サービスを担当する基礎自治体と、住民の日常生活に関する公共的なサービスを提供するパリッシュやコミュニティといった準自治体に、地方公共団体(地方自治体)を明確に区分しているのである。

住民基本台帳統計によれば、日本の市区の中で最も人口が多いのは横浜市の三七三万七八四五人、次いで大阪市の二七〇万二四三二人、名古屋市の二二八万八二四〇人となっている。人口一〇〇万人以上の市は一一市で、横浜市、大阪市、名古屋市、札幌市、神戸市、福岡市、川崎市、京都市、さいたま市、広島市および仙台市となっている。逆に人口二万人未満の市は二四市で、人口の少ない方から北海道歌志内市の三〇四八八人、北海道夕張市の八三六二人、北海道三笠市の八七八四人の順となっている。逆に人口五万人超の町村は三町で、広島県府中町の五万二〇八一人、愛知県東浦町の五万四〇三人、福岡県那珂川町の五万三四一人である。また人口五〇〇人未満の町村は一〇村で、人口の少ない方から東京都青ヶ島村の一六六人、東京都御蔵島村の三三〇人、東京都利島村の三二二人となっている。

人口最少から三番目までの村はいずれも東京都の島嶼部に位置する村である。⁽³⁾

これに対してイギリスにおいて、イングランドのユニタリー・オーソリテイでは表4のように、島嶼部の人口二二〇〇人のシリー諸島を除くと、コーンウォールの五六万人強が最多人口で、ルートランドの四万人弱が最少人口となっている。メトロポリタン・ディストリクトでは表5のように、六メトロポリタン・カウンティでは平均値ではあるが、ウエスト・ヨークシャーの四六万人強が最多人口で、タイニー・アンド・ウェアの二二万人強が最少人口であり、全体平均は三〇万人強となっている。ノン・メトロポリタン・ディストリクトでも表6のように、ここでも平均値であるが、サムレストの三二万人強が最多人口で、カンブリアの八万人強が最少人口であり、全体平均は一四万人強となっている。ロンドン・バラでは表5のようにバーネットの約三九万人が最多人口であり、ケンジントン・アンド・チェルシーの約一五万人が最少人口となっており、平均人口は一五万人弱である。なおシティ・オブ・ロンドンの人口は七六五四人である。

このようにイングランドでは、人口二二〇〇人のシリー諸島や人口七六五四人のシティ・オブ・ロンドンを例外とすると、残りの地域では、最多人口が五六万人強のコーンウォールで、最少人口が四万人弱のルートランドとなっており、全体の平均人口は一九万人強となっているのである。また表8スコットランドのユニタリー・オーソリテイではグラスゴー・シティの六二万人強が最多人口で、オークニー・諸島の二万二千人強が最少人口であり、全体平均は一七万人弱となっている。ウェールズのユニタリー・オーソリテイでは表9のように、カーディフ・カウンシルの三六万人強が最多人口で、マーシィ・タイディフィル・カウンティ・バラの六万人が最少人口であり、全体平均は一四万人弱となっている。北アイルランドのユニタリー・オーソリテイでは、表10のようにベルファストの三四万人

表8 スコットランドのユニタリー・オーソリティ (UA : 32)

U A 名	人口 (2017)	順位	面積 (km ²)	順位	UA 名	人口 (2017)	順位	面積 (km ²)	順位
Aberdeen City	228,800	8	182	25	Inverclyde	78,800	28	167	30
Aberdeenshire	261,800	6	6,317	4	Midlothian	90,100	25	350	21
Angus	116,300	17	2,184	10	Moray	95,800	22	2,237	9
Argyll and Bute	86,800	27	7,023	2	North Ayrshire	135,800	15	888	17
Clackmannanshire	51,500	29	158	31	North Lanarkshire	340,000	4	476	19
Dumfries and Galloway	149,200	13	6,446	3	Orkney Islands	22,000	32	1,025	16
Dundee City	148,700	14	55	32	Perth and Kinross	151,100	12	5,395	5
East Ayrshire	121,900	16	1,275	14	Renfrewshire	176,800	10	263	23
East Dunbartonshire	108,100	20	176	26	Scottish Borders	115,000	18	4,727	6
East Lothian	104,800	21	666	18	Shetland Islands	23,100	31	1,471	12
East Renfrewshire	94,800	23	168	29	South Ayrshire	112,700	19	1,230	15
City of Edinburgh	513,200	2	260	24	South Lanarkshire	318,200	5	1,778	11
Na h-Eileanan Siar	27,000	30	3,070	7	Stirling	94,000	24	2,243	8
Falkirk	160,100	10	293	22	West Dunbartonshire	89,600	26	176	26
Fife	371,400	3	1,340	13	West Lothian	181,300	9	427	20
Glasgow City	621,000	1	175	28	合計	5,424,900		78,759	
Highland	235,200	7	30,659	1	平均	169,528		2,461	

註：表は Local government in England: structures - Parliament UK (<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN07104/SN07104.p>) に各ユニタリー・オーソリティのHPを参照して整理した。

強が最多人口で、フェルマナグ・アンド・オーマグの一万
人強が最少人口であり、全体平均は一七万人強となっている。
イギリス全体でいえば、スコットランドのグラスゴー・シ
ティが最多人口であり、シリー諸島とシティを例外とすると、
やはりスコットランドのオークニー諸島が最少人口となつて
いるのであり、全体での平均人口は表11にある全リージョン
の合計人口によれば一六万五六七六人となっている。このこ
とから、イギリスでは島嶼部や辺境地を除くと平均人口二〇
万人程度が基礎自治体の標準となっているのであり、日本の
現在の中核市程度が一般的な基礎自治体となっているといえ
る。このことからイギリスでは福祉国家に対応する大規模
基礎自治体と、住民の日常生活を中心にした、いわゆる暮ら
しの場合であるパリスシュやコミュニティに地方行政組織は分
けられているのである。

グレーター・ロンドン (GL) と東京都区部を比較すると、
GLの人口は八八三万二六五五人で、前述のように、人口約
三九万人バーネットから人口約一五万人のケンジントン・ア

ンド・チェルシーまで二二のバラが点在し、その中心部には人口七六五四人のシティ・オブ・ロンドンが位置している
 のであり、その平均人口は約一五万人である。これに対して東京都区部は、人口は九四八万二二二五人でGLの
 一・〇七倍となっており、人口九二万一七〇八人の世田谷区から六万一四二〇人の千代田区までの二三区が存在して
 いるが、人口が十万人未満なのは千代田区のみである。下位第二位の中央区の人口は一五万七四八四人であり、人口
 十万人台も中央区のみである。二三区の平均人口は四一万二二六六人であり、GLのバラの平均人口の約二・七倍と
 なっている⁽³²⁾。それでも全人口規模はほぼ似かよっているものであり、中心部がドーナツ化していることにも類似性が認

表9 ウェールズのユニタリー・オーソリタリー（単一自治体22）の人口と面積

ユニタリー・オーソリタリー名	人口	順位	面積	順位
Blaenau Gwent County Borough Council	69,600	21	109	22
Bridgend County Borough Council	144,300	8	246	17
Caerphilly County Borough Council	18,800	5	278	16
Cardiff Council	362,800	1	140	19
Carmarthenshire County Council	186,500	4	2370	3
Ceredigion County Council	73,100	19	1795	4
Conwy County Borough Council	116,900	15	1130	6
Denbighshire County Council	95,200	16	844	8
Flintshire County Council	155,200	6	438	12
Gwynedd Council	123,700	14	2535	2
Isle of Anglesey County Council	69,800	20	714	9
Merthyr Tydfil County Borough Council	60,000	22	111	21

ユニタリー・オーソリタリー名	人口	順位	面積	順位
Monmouthshire County Council	93,600	17	850	7
Neath Port Talbot County Borough Council	142,100	9	442	11
Newport City Council	151,500	7	190	18
Pembrokeshire County Council	124,700	13	1590	5
Powys County Council	132,500	11	5180	1
Rhondda Cynon Taf County Borough Council	239,100	3	424	13
City and County of Swansea	125,500	2	378	14
The Vale of Glamorgan County Borough Council	130,700	12	335	15
Torfen County Borough Council	92,300	18	126	20
Wrexham County Borough Council	135,600	10	498	10
合 計	3,005,500		20723	
平 均	136,614		942	

註：表は Local government in England: structures - Parliament UK (<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN07104/SN07104.pdf>) と Law Wales - Local government bodies in Wales (<https://law.gov.wales/constitution-government/government-in-wales/local-gov/local-gov-bodies-wales>) と Local government in Wales - Wikipedia (en.wikipedia.org/wiki/Local_government_in_Wales) を参照して整理した。

表 10 北アイルランドのディストリクト (11)

ディストリクト名	人 口	順位	面積 (km ²)	順位
Antrim and Newtownabbey	141,700	9	572	8
Ards and North Down	160,100	4	461	10
Armagh City, Banbridge and Craigavon	211,900	2	1,337	5
Belfast	340,200	1	132	11
Causeway Coast and Glens	143,900	7	1,980	2
Derry and Strabane	150,500	5	1,238	6
Fermanagh and Omagh	116,300	11	2,857	1
Lisburn and Castlereagh	142,600	8	505	9
Mid and East Antrim	138,200	10	1,046	7
Mid Ulster	146,400	6	1,827	3
Newry, Mourne and Down	179,000	3	1,633	4
合 計	1,870,800		13,588	
平 均	170,073		1,235	

註：表は Local government in England: structures - Parliament UK (<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN07104/SN07104.p>) に各ディストリクトのHPを参照し整理した。

表 11 英国の基礎自治体の実態

	基 礎 自 治 体 名	数	総人口	総面積 (km ²)	平均人口	平均面積 (km ²)
イ ン グ ラ ン ド	ユニタリー・オーソリティ	56	12,641,920	33529.94	225,749	598.75
	メトロポリタン・ディストリクト	36	11,942,800	6924.00	307,503	405.80
	ノン・メトロポリタン・ディストリクト	192	27,072,200	90478.00	141,001	471.20
	ロンドン・バラ	32	8,817,347	1455.32	275,542	45.48
	シティ・オブ・ロンドン	1	7,654	2.09	7,654	2.09
	スコットランドのユニタリー・オーソリティ	32	5,424,900	78759.00	169,528	2461.22
	ウェールズのユニタリー・オーソリティ	22	2,979,900	20777.00	135,450	944.40
	北アイルランドのディストリクト	11	1,870,800	13588.00	170,073	1235.27
	合 計	382	70,757,521	245513.35		
	平 均		185,229	642.71		
	リージョンの人口計 (表2) ⁽²⁾	人口	63,288,055	平均人口		165,767

註1：イングランドの基礎自治体の数については表1に示した資料に準拠した。それゆえノン・メトロポリタン・ディストリクトの数が『地方自治 (概要版)』2017年10頁の201ではなく192とした。

註2：イングランドの総人口を表2の63,288,055人とすると基礎自治体の平均人口は165,676人となる。こうした人口数の相違は各資料の人口の相違から生じたものであり、ここで外務省の数字を参照した。

められる。ほぼ人口規模では類似した首都となっているのである。

このGL内部にも二〇〇七年地方自治法でパリッシュの設置が認められた。その結果、シテイ・オブ・ウエストミンスター・バラのクイーンズ・パーク地域において、二〇一二年五月に住民投票が実施され賛成多数となったことから、六月にバラ・カウンシルにおいてパリッシュ・カウンシルの設置が承認された。これをうけて二〇一四年五月にはパリッシュ・カウンシル議員の選挙が行われ、ロンドン最初のパリッシュが誕生したのである。³³ 東京都区部においても、こうした身近な地域住民組織設置の必要性の有無が議論されるべきである。

五 日本の地方自治制度改革の今後の方向性

日本とイギリスの地方自治制度の大きな相違点は、明確な準自治体（パリッシュやコミュニティに類似するもの）の存在の有無である。イングランドのパリッシュは二〇一五年二月二二日現在一万四四九存在し、カウンシル（議会に相当）をおいていないものは二〇〇にすぎない。ウエールズには八七〇のコミュニティが存在し、カウンシルをおいていないものは一四〇である。スコットランドには約一二〇〇のコミュニティが存在し、カウンティをおいていないものは約二〇〇となっている。それゆえ北アイルランドを除く地域には約一万二五一九のパリッシュやコミュニティが存在し、その九五%強にはカウンシルが置かれているのであり、残りは住民総会による意思決定に基づいて行政サービスが提供されているのである。³⁴

現在日本にも、市町村の下部的組織として二二六の地域自治組織が置かれている。その内訳は、地域審議会が二九団体に七九審議会、地域自治区（一般制度）が一三団体に二二八自治区、地域自治区（合併特例）が一〇団体に一九自

治区が配置されているだけであり、合併自治区は現在では消滅している。それも直前の数と比べると、二四三の地域自治組織が一七組織減の二二六となっているのである。内訳としては地域審議会が一団体・二審議会、地域自治区(二一般制度)が一団体・一三自治区、地域自治区(合併特例)が一団体・二自治区減少しているのである。一七四一市区町村で考えた場合、地域自治組織はわずか三%の市区町村に存在しているにすぎないのである。平成一年の平成の大合併の開始時から平成三〇年度末までの市町村合併数は六四九件であり、こうした合併市町村でも、八・五%弱にしか地域自治組織は設定されていないのである。³⁵⁾

地域生活密着型の組織としては日本には町内会、自治会、地区会に代表される地縁団体がある。総務省はこの地縁による団体を「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」としている。地縁団体の総数は平成二五年四月一日現在で二九万八七〇〇団体となっている。その中の認可地縁団体は、法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産の団体名義での登記が可能であり、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できるものである。現在その数は四万四〇〇八団体(全国³⁶⁾の市町村の約八三%に所在)である。³⁶⁾仮にこの地縁団体が日本の全地方自治体をカバーしているとすれば、その平均人口は四二八人となる。この数字はイングラランドのパリッシュが最初に標準と考えた人口(五〇〇人程度)と類似しているが、現在のパリッシュは表3のように平均人口一五〇〇人であり、イギリスと比較しても日常生活圏としては狭いとわざるをえない。³⁷⁾

日本では少子高齢社会の到来により消滅可能性が考えられる集落(限界集落)が増加してきた。そうした問題に対応するために創設されてきているものの一つが「小さな拠点」や「地域運営組織」である。地域運営組織の組織形態

を総務省は、「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」であり、地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つもの（二体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある」と説明している。³⁸⁾

地域運営組織の組織形態を見ると、「任意団体（自治会・町内会（その連合組織）を除く）」（六一％）が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの）」（二〇％）、「自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」（五％）を加えると、七六％が法人格を持たない任意団体となっている。法人格を有している組織形態の中では、「NPO法人」（二〇％）が最も多くなっている。その活動実績をみると、活動範囲は主に「小学校区」（旧小学校区）（概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア）となっており、全国の六七五市町村に四一七七団体（平成二八年度は全国六〇九市町村の三〇七一団体）が設置されている。現在、一部または全域に地域運営組織が存在しない市町村においても、八六・四％の市町村（有効回答一〇一四市町村のうち八七七市町村）がその必要性を認識していると報告されている。³⁹⁾

地域運営組織の主な活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、体験交流事業、公的施設の維持管理などであり、主な収入源は市町村からの補助金、構成員からの会費、公的施設の指定管理料、利用者からの利用料となっている。また地域運営組織の活動内容は、総計でみると、「高齢者交流サービス」（五〇％）が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」（三七％）となっており、高齢者等の暮らしを支える活動が多くなっている。

る。このほか、「体験交流事業」（三四％）、「公的施設の維持管理（指定管理など）」（二五％）、「名産品・特産品の加工・販売（直売所の設既・運営など）」（二三％）も一定の回答があるなど、「公」・「民」・「共」の領域に跨がった幅広い活動が行われていることがわかる。⁽⁴⁰⁾

小さな拠点でみると、群馬県では二三の拠点のうち二二拠点は小学校区か旧小学校区で設定されており、中学校区はわずか一拠点到過ぎない。⁽⁴¹⁾徳島県では九拠点のうち小学校区や旧小学校区が三拠点、中学校区が二拠点、その他が四拠点となっている。香川県では五拠点のうち小学校区や旧小学校区が四拠点、中学校区が一拠点となっている。愛媛県では四〇拠点のすべてが小学校区や旧小学校区に配置されている。また高知県では四〇七拠点のうち小学校区や旧小学校区が三〇拠点、中学校区が五拠点、その他が五拠点となっている。⁽⁴²⁾このように小さな拠点や地域自治組織の設立単位は、町内会や他の地縁団体を統合した区域が多く、小学校区や旧小学校区が標準となっているのであり、中学校区や旧中学校区はそれほど多くはない。

長崎県五島市では、市内に置かれた一三の公民館の管轄区域を「小さな拠点」とし、各拠点到「〇〇まちづくり協議会」を設置し、住民の声を反映した地域づくりに取り組んでいる。その中の奥浦地区は、平成二六年度の国土交通省「小さな拠点づくり」モニター調査の対象地域に選定された、五島市では最初の小さな拠点である。奥浦地域には一四の集落があり、そこに地縁団体である町内会が配置されていることから、それらの集落を統合する機関として公民館の内部に市の出張所を置き、各集落の声を取りまとめている。奥浦地域には複数の小学校（分校等）が置かれていることから、小学校区や旧小学校区ではなく公民館の管轄区域を小さな拠点の単位としているのである。

小さな拠点の活動機関として奥浦地域では「おくうら夢のまちづくり協議会」（以下協議会という）を設置し、その

下部組織として「地域振興部会」、「防犯防災部会」、「保健福祉部会」、「環境保全部会」、「青少年育成部会」を配置し、「まちづくり基本構想」の策定に取り組んでいる。協議会の広報誌である「よかところ！おくら」（奥浦だより）八月創刊号）には「六月二〇日（金）に行われた第一回総会では、五つの専門部会の構成、活動計画、補助金交付要綱等が承認され、新役員には女性や若者が積極的に起用されました」との記述がある。広く住民の声を協議会に反映させることを目的の一つとして、幅広い人材を活用したことは伝わってくる。しかし民主的な選挙等による協議会議員の選出や会長の選任はおこなわれていない。⁽⁴³⁾

イギリスのパリッシュやコミュニティは準自治体として、多くの自治体と同様に、カウンシルを設置し委員会制度によるか、住民総会制によって民主的な意思決定手続きを通した下からの民主政治を実践している。それに対して日本の地域組織等の大半では民主的な手続きがきちんと定められていない。日本の身近な地域における自治の安定的な成長と発展のためにも、民主的な機関や運用等に関する明確な制度と規定が必要不可欠なものである。現在の日本ではコミュニティの再生が大きな政治的な課題の一つとなっている。それがより効率的に運営されていくためにも、少しいギリスの地方自治制度を参考にした、民主的な日本の地域自治制度の確立が必要といえるのである。

註

- (1) 猪木武徳著『戦後世界経済史』中央公論新社、中公新書二〇〇〇、二〇〇九年五月二五日、二八三頁
- (2) 猪木・前掲書・二八一頁
- (3) 猪木・前掲書・二八一―二八三頁参照。

- (4) APEC (Asia Pacific Economic Cooperation) を外務省をはじめとする政府機関は「アジア太平洋経済協力」と表記し (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/index_rekishu.html) し、政策研究大学院大学 (GRIPS) の田中明彦氏などは「アジア太平洋経済協力会議」と表記 (「アジア太平洋経済協力会議 (APEC) 関連文書」 worldjpn.grips.ac.jp/documents/indices/APEC/index.html) している。本論文では後者に従い「アジア太平洋経済協力会議」と表記した。
- (5) GRIPS、前掲資料「第1回APEC閣僚会議共同声明 (骨子)」「エヴァンス豪外務貿易相による議長総括」参照。
- (6) イギリスの地方自治制度改革の歴史に関しては、拙著『パリッシュ』北樹出版二〇〇四年を参照されたい。
- (7) Coin Mellows and Nigel Copperthwaite, 'Local Government in the Community' ICOSA Publishing Limited Cambridge, 1987. P155.
- (8) “The Community Charge ! Economics Help” (<https://www.economicshelp.org/blog/glossary/community-charge/>)、拙著『パリッシュ』北樹出版・二〇〇四年・五九―六〇頁
- (9) カウンティ、デイスリクト、ユニタリィ・オーソリテイの数は、内貴滋『英国地方自治の素顔と日本』ぎょうせい・平成二八年・七六頁
- (10) 内貴・前掲書・79頁
- (11) 拙編著『地方自治論』北樹出版・平成二四年・一〇頁表一―三
- (12) The Greater London Authority - Parliament.uk (<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05817/SN05817.pdf>)
- (13) 内貴・前掲書・二〇三頁
- (14) 内貴・前掲書・一四四頁
- (15) 内貴・前掲書・一四四―一四五頁
- (16) 内貴・前掲書・一〇〇頁
- (17) 一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) 『英国の地方自治 (概要版)』―二〇一七年改訂版― (各国の地方自治シ

リーズ第五七号)・二〇一七年五月二二日、内貴・前掲書・一〇四頁

(18) CLAIR・前掲書・八〇頁、内貴・前掲書・一四六頁。なお内容に関しては石見豊「イングランドの分権改革」『國士館大學政経論叢』第二八卷第二号、中西典子「英国のローカリズム政策をめぐる地方分権化の諸相(一)(二)(三)」『立命館産業社会論集』第五二巻第一号・第三号を参照した。

(19) 合同行政機構については、今井良幸「イギリスにおける自治体の広域化と広域連携―イングランドを中心として―」中京大学総合政策学部『総合政策論叢』第七卷・二〇一六年、CKAIR・前掲書・六四―八三、内貴・前掲書・第四章一三五―一五九頁を参照して整理した。

(20) 岡崎 浩巳「梶山静六自治大臣と『ふるさと創生一億円事業』」総務省『地方自治法施行70周年記念自治論文集』平成三〇年三月 (www.soumu.go.jp/main_content/000562317.pdf)

(21) 首都機能移転問題に関しては、拙論文「日本の地方分権の推進と首都機能移転論」日本大学法学会『政経研究』第三九巻第四号・平成十五年三月十五日を参照されたい。

(22) 「臨時行政改革推進審議会(りんじぎょうせいかいかくすいしんしんぎかい)とは」(kotobank.jp/word/) 臨時行政改革推進審議会-170090参照

(23) 総務省「地方自治制度の歴史」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/history.html)

(24) 定住自立圏については拙論文「市町村合併と広域行政―平成の大合併と定住自立圏の関係を中心として」『政経研究』第四六巻第二号を参照されたい。

(25) 道州制については、「道州制」(www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c.../dousyusei/) を参照して整理した。

(26) 総務省・「地方自治制度の歴史」

(27) 拙著「第一章 地方政府と自治権」九頁、福島康仁編『地方自治論』(第二版) 弘文堂、二〇一八年

(28) 長野県に関しては、拙論文「長野県の地方制度の特質―広域連合を通じた広域行政の特殊性と他の都道府県への影響―」『政経研究』第五十五巻第四号・平成三十一年二月を参照されたい。

- (29) グレーター・マンチェスター・オーソリティーについては association of greater manchester authorities - GMCA - Meetings (Adobe PDF) (www.gmcameetings.co.uk/.../id/.../agenda_and_reports) を参照した。
- (30) 合同行政機構については Combined authorities | Local Government Association (<https://www.local.gov.uk/topics/devolution/combined-authorities>) と Combined authorities - Parliament.uk (Adobe PDF) (researchbriefings.files.parliament.uk/documents/.../SN06649) とそれぞれの機構のHPならびに CLAIR・前掲書七七一頁を参照して整理した。
- (31) 日本の市町村の人口については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数 (平成三〇年一月一日現在)」 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html) 二三三頁を参照した。
- (32) 東京都「都内区市町村マップ―東京都」 (<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/tokyo/profile/gaiyo/kushichoson.html>)
- (33) Parishes and Communities: Office for National Statistics (<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20160112001128/http://www.ons.gov.uk>)
- (34) CLAIR・前掲書・一八一―一九頁
- (35) 総務省「地域自治組織 (地域自治区・合併特例区)」 (http://www.soumu.go.jp/gapei/seido_gaiyo01.html)
- (36) 総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会 (第5回)」 (www.soumu.go.jp/main_sosiki/.../02gyosei04_04000049.html) 資料3 (これは総務省「参考資料」 (Adobe PDF: www.soumu.go.jp/main_content/000472604.pdf) と表記された) 総務省事務局が、財務省ホームページ (http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/217.htm) 掲載の資料に加筆したもの、および内閣府ホームページ (http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_seido.html) を参照して作成したものの説明がなされている。」と「自治会・町内会等について」 (Adobe PDF) (www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf) を参照した。
- (37) 拙著・前掲書・八九頁
- (38) 官邸「小さな拠点・地域運営組織の形成について」 (Adobe PDF) www.kantei.go.jp/.../chiisana_todofukensetumei0601_si

- (39) 総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会(第5回)」・「参考資料」参照
- (40) 総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会(第5回)」・「参考資料」、官邸「小さな拠点・地域運営組織の形成について」等を参照して整理した。
- (41) 拙論文「群馬県の地方創生」『櫻文論叢』第九十六巻・一〇八―九頁・平成三十年二月二十八日発行
- (42) 拙論文「四国四県の地方創生」『法学紀要』第五十九巻・二五〇頁・二五三頁・二五五頁・二五八―九頁・平成三十年三月一日発行
- (43) 五島市HP、「おくうら夢のまちづくり協議会 五島市 まるごと」(www.city.goto.nagasaki.jp/li/island/070/.../index.html)、小さな拠点一覧：既に形成されている小さな拠点(別紙1 1/42 (Adobe PDF) www.cao.go.jp/regional_management/.../h29kizon.pdf)。なお五島市の状況については拙論文「長崎県島嶼部の平成の大合併と地域おこし」『政経研究』第五十二巻第二号を参照されたい。

